

メンバーズカード（後納式）利用規約

第1条（適用範囲）

本規約は、長崎タクシー共同集金株式会社（以下、「当社」といいます。）が発行するタクシー後納式カード（以下、「本メンバーズカード」といいます。）に関する取扱いについて定めるものです。お客様は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意の上、本メンバーズカードをご利用下さい。

第2条（サービス内容）

本メンバーズカードは、「NTネットワーク加盟店」（次条）で使えるタクシー専用のカードとして、タクシー乗車代金精算時に利用し、料金を後払いとするサービスを提供するものです。

第3条（取扱い事業者）

本メンバーズカード取扱い事業者（以下、「NTネットワーク加盟店」といいます。）とは、別表に定めるところによります。なお、NTネットワーク加盟店所属のタクシー営業車には車両内外の見やすいところに、当社の指定する加盟店標識を掲示しており、特に長崎交通圏（長崎市、時津町、長与町、市町村合併前の多良見町）所属のNTネットワーク加盟店は当社で指定する天上灯（屋上灯）を搭載しています。

第4条（契約の成立）

本メンバーズカード契約は、まず、法人または個人のお客様から当該申し込みの後、当社が審査のうえ当該契約を認めた場合において契約が成立します。（以下、契約成立した法人または個人のお客様を「本契約先」といいます。）

なお、法人契約の場合には使用者届により複数枚の本メンバーズカードの発行が可能で、また、個人契約の場合には配偶者ならびに本人または配偶者の両親および本人の子供に限って使用者届により複数枚の本メンバーズカードを発行します。なお、複数枚発行の場合は所定の発行手数料が必要です。

第5条（使用方法）

1. 本契約先並びに使用者届出先（以下、「本契約先等」といいます。）は、「NTネットワーク加盟店」所属のタクシーで本メンバーズカードを乗務員に提示し、乗務員の指示に従ってご利用ください。
2. 乗務員が決済端末に入力した金額に間違いがないかを必ず確認し、間違いがなければ暗証番号を入力（連続3回の入力間違いで暗証番号は無効となります。）してください。ただし、暗証番号が入力できない場合は売上票（加盟店控え）に署名をお願いします。
3. 売上票（お客様控え）を受け取り、決済内容に間違いがないか再度確認することとし、間違いがある場合はその場で申し出てください。

第6条（サービスの突然の停止）

本メンバーズカードを「NTネットワーク加盟店」所属のタクシーにて、タクシー乗車賃の決済時に機器・通信・本メンバーズカードの異常・故障等により支払処理ができない場合には、本契約先等は現金等他の決済方法で支払うものとします。

第7条（貸与）

1. 当社は、本契約先等に対して、本メンバーズカードを貸与します。
2. 本メンバーズカードは、本契約先等のみが使用でき、他人に貸与・譲渡、または担保提供するなど、本メンバーズカードの占有を第三者に移転することはできません。

第8条（再発行）

1. 本メンバーズカードの紛失、盗難、破損、汚損等または本メンバーズカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により本契約先等が希望した場合、当社が審査のうえ本メンバーズカードを再発行します。なお、合理的な理由がある場合は本メンバーズカードを再発行しないことができます。
2. 前項の場合、所定の再発行手数料を支払うものとします。

3. 再発行した本メンバーズカードの番号は再発行前と同一のカード番号ではございません。

第9条（入会金、年会費、手数料及び送料）

1. 入会金・年会費は無料です。
2. 新規発行及び有効期限更新時の本メンバーズカード発行手数料は無料です。
3. 法人契約並びに個人契約先の使用届による複数枚発行の場合は所定の発行手数料を徴収します。
4. 本メンバーズカード再発行の場合には所定の手数料を徴収します。
5. なお、新規、更新もしくは再発行時に発行した本メンバーズカードを宅配（郵送）等でお届けする場合には、所定の宅配（郵便）料金を徴収します。

第10条（連帯保証人もしくは保証金）

1. 当社は本メンバーズカード契約に対し、連帯保証人をお願いすることができるとし、連帯保証人は本規約から生じる一切の債務につき本契約先と連帯して履行の責を負うものとします。ただし、連帯保証人が個人の場合、極度額を設けさせていただき、その極度額を限度として履行の責を負うものとします。なお、極度額は後記第13条（信用販売額）により本契約先等および連帯保証人と協議のうえ決定させていただきます。
2. 本契約先等の都合により、連帯保証人に代わり保証金をお預かりすることも可能とします。

第11条（有効期限）

1. 本メンバーズカードの有効期限は本メンバーズカード上に表示された年月の末日までとします。
2. 本メンバーズカードの有効期限までに解約の申し出のない者で、当社が審査のうえ引き続き本契約先等と認める者に対し、有効期限を更新した新たな本メンバーズカードを発行します。

第12条（暗証番号の管理）

1. 暗証番号は本契約先等のみが利用できるものとし、第三者に譲渡・貸与できません。
2. 暗証番号は、他人に知られることがないように定期的に変更する等、本契約先等が責任を持って管理を行ってください。
3. 暗証番号を用いてまたは本規約第5条第2項ただし書きの署名により当社並びに「NTネットワーク加盟店」に対して行われた意思表示は、本契約先等の意思表示とみなし、そのために生じる支払等はすべて本契約先等の責任となります。

第13条（信用販売額）

1. 本メンバーズカードには、毎月1日から末日までの1ヶ月間で信用販売できる限度額（以下、「月間限度額」といいます。）があり、審査のうえ当社にて設定します。月間限度額から同一月内に利用した金額を差し引いた金額が、現時点において信用販売（お客様が利用）できる金額（以下、「月間可能額」といいます。）となります。
2. 本メンバーズカードには、1回の乗車につき信用販売できる限度額（以下、「1乗車限度額」といいます。）を「1万円」、「3万円」、「5万円」、「金額制限なし」から選択することができ、ここで選択した1乗車限度額は、暗証番号の照合が出来なかった（3回照合不一致等）場合に適用されます。なお、1回の乗車とは、同一利用者による継続した乗車をい、途中で精算しても連続して乗車した場合は1回と見なします。
3. 月間可能額または1乗車限度額のいずれか低い方の金額範囲内で本メンバーズカードを利用することができます。

第14条（利用代金の支払い）

1. 本契約先等は、利用代金を口座振替（自動支払い）により支払うこととします。利用代金は本契約先等と当社との合意に基づく締切日（毎月10・20・30日締めのみずれか）に基づく振替日（毎月3日又は10日）に本契約先の指定口座から引き落とすものとします。

長崎タクシー共同集金株式会社

長崎市出島町12番2号 TEL095-825-4191/FAX095-828-2775

平成28年12月1日現在

2. 当社が利用代金の振り込み支払いを認めた場合は、振込手数料は本契約先等負担となります。ただし、本店が長崎県内に所在する一部の銀行窓口からの当社所定の振込用紙での送金に關しては、振込手数料を当社が負担します。
3. 本契約先等の当社に対する利用代金等債務の支払額が当該債務の金額に充たない場合には、支払金の当該債務への充当は、本契約先等への通知を要せず、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。
4. 利用代金は、毎月当社より請求します。

第15条 (期限の利益喪失)

1. 本契約先等は、次のいずれかに該当する場合には、当社に対する債務について何らの通知、催告を受けることなく、当然に期限の利益を失い、全額を直ちに支払うと同時に当該本メンバーズカードの利用を停止します。
 - ① 本契約先等が本メンバーズカードの支払金の支払いを2回以上滞納したとき。
 - ② 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般払いを停止したとき。
 - ③ 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
 - ④ 特別清算開始、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。
2. 本契約先等は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、本メンバーズカードの利用を停止します。
 - ① 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重要な違反に及ぶとき。
 - ② その他本契約先等の信用状態に重要な変化が生じたとき。
 - ③ 本契約先等が本契約先等としての資格を失ったとき。

第16条 (利用停止と返却について)

1. 本契約先等が支払いを怠り、契約時に虚偽の申告をしたことが判明したり、また、当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害するなど当社が必要と判断した時は、当社は事前の予告なく本メンバーズカードの利用を停止することができます。
2. 第1項に該当し、当社が本メンバーズカードの返却を求めてきたときは、本契約先等は直ちに返却に応じるものとします。なお、当社は本メンバーズカードの返却有無にかかわらず、貸与している本メンバーズカードの利用停止処理を実施するとともに、NTネットワーク加盟店へ当該本メンバーズカードの無効を通知することができます。
3. 第1項に該当しない場合でも、当社は本メンバーズカードの利用が本規約に違反する場合、違反するおそれがある場合、その他不審の場合などにはその利用を断ることができ、かつ、貸与中の本メンバーズカード返却を求めることができます。
4. 利用停止となった本メンバーズカードは、当社へ返却しなければなりません。なお、当社に残存する未払債務がある時は全額精算するものとします。

第17条 (本契約先等都合による返却、一部返却)

本契約先等の都合で、本メンバーズカードを利用しなくなった場合には貸与中の本メンバーズカードを当社へ返却するものとします。なお、当社に残存する未払債務がある時は、精算方法について当社の指示に従うものとします。

第18条 (届出事項の変更)

当初契約時若しくは届出事項の変更後に届出事項の変更があった場合、速やかに当社へ届け出るものとします。

第19条 (契約の解約)

本契約先等が本メンバーズカード契約の解約を行うときは、当社所定の契約解約手続きを行うとともに、直ちに本メンバーズカードを当社へ返却するものとします。なお、当社に残存する債務がある時は、契約解約時に全額を精算するものとします。

第20条 (遅延損害金)

本契約先等が、利用代金の支払いを遅延した時には、当社に対して遅延損害金を支払う。この場合の計算方法は利用代金に対し年率14.6%とし、支払期日の翌日から実際の支払日まで、年365日の日割計算とします。

第21条 (紛失、盗難)

1. 本契約先等は、紛失、盗難や第7条第2項に違反し、他人に本メンバーズカードを不正利用された場合は、その利用代金等を含む一切の責任を負うものとします。
2. 本メンバーズカードの紛失や盗難などが発生した時、本契約先等は最寄りの警察へ届け出るとともに、当社に連絡するものとします。また、本メンバーズカード利用停止までに利用された分のタクシー代金については本契約先等が負担するものとします。

第22条 (規約の変更、承認)

当社は本規約を任意に変更できるものとし、本契約先等に対して変更内容または新規約をホームページへの掲載等で周知に努めます。なお、当社は本契約先等への通知後、最初の本メンバーズカードの利用をもって規約の変更を承認したものとみなします。

第23条 (個人情報保護及び利用目的)

1. 当社は、個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法をはじめとした個人情報保護に関する日本の法令、国が定める指針その他の関連規範(ガイドライン等)を遵守します。
2. 申し込み及び届け出られた個人情報は、本メンバーズカード利用代金回収業務の範囲で配達・郵送、代金の請求・決済、高額利用等確認のため当社・乗車されたタクシー会社からの連絡及び当社からの営業の案内を目的として利用するものとします。

第24条 (反社会的勢力の排除)

本契約先等は暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはそれらの関係者、その他反社会的勢力でないこと、またこれらの支配・影響を受けていないことを確約するものとします。当社は契約後それらの事実が判明もしくは虚偽の申告の場合は、直ちに契約を解除するものとします。

第25条 (管轄)

本規約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、長崎地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

付則 この利用規約は平成28年12月1日から適用します。

【本メンバーズカードに関するお客様ご相談窓口】

長崎タクシー共同集金株式会社
長崎市出島町12番20号
TEL 095-825-4191(連絡先)
ホームページ <http://www.nagasaki-taxiticket.com/>

以上

「NTネットワーク加盟店」については、別表をご参照下さい。